

ぼっぼふれあい保育園  
入所のしおり（重要事項説明書）

## 1 事業者の概要

事業者の名称	特定非営利活動法人ふれあいぼっぼ
事業者の所在地	大阪府茨木市上穂積二丁目1-10
事業者の連絡先	072-627-8903
代表者氏名	理事長 大谷 知子

## 2 事業所の概要

種別	企業主導型保育		
名称	ぼっぼふれあい保育園		
所在地	大阪府茨木市大手町2-36		
連絡先	（電話番号）072-625-3555 （FAX番号）072-625-3556		
施設管理者氏名	石野 順子		
開設年月日	平成30年10月1日		
利用 定員	年齢	0～5歳児	
	従業員枠	15人以上	合計30人  （増員する場合があります）
	地域枠	15人以下	
当園の基本理念 ・方針	<p><b>保育理念</b></p> <p>20年以上、地域に根ざした福祉を行なってきた経験を活かし、子どもたちにじっくりと寄り添いながら、多世代交流をはじめとした地域で暮らす・働く様々な方々との交流を通じ、子どもたちの心の豊かさを育むとともに、地域全体の活性化に寄与します。</p> <p><b>保育方針</b></p> <p>■ 地域との積極的な交流で心の豊かさを育みます。 （多世代交流、地域交流）</p> <p>■ 子どもたちの気持ちに寄り添った言葉がけで自己肯定感を育みます。</p> <p>■ 「手ぶら保育」で忙しいお母さんを応援します。</p>		

## 3 施設の概要

建物	構造	鉄骨造 ALC 貼り 3階建て
	延べ面積	545.25㎡

	主な設備	乳児室1室、ほふく室1室、保育室・遊戯室1室、調理室1室、地域交流室1室、園庭他、幼児用トイレ、相談室、事務室兼医務スペース等必要な設備を備えています。
園庭及び代替地	保育園内園庭、及びおにクル、茨木市中央公園（約4,400㎡）	

#### 4 職員体制（令和6年4月1日現在）

職種	員数	備考
施設管理者	1人	
保育従事者 (企業主導型保育事業費補助金実施要綱による)	<p>保育士、子育て支援員（候補を含む）の数は、次のア～エに掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とします（ただし、保健師、看護師、准看護師を1人に限り、保育士とみなすことがあります。）</p> <p>ア 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>イ 満1歳以上3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>ウ 満3歳以上4歳未満の児童 おおむね20人につき1人</p> <p>エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	
調理員	1名以上	
嘱託医	1人	
嘱託歯科医	1人	

#### 5 保育提供する曜日等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	午前8時00分～午後7時00分（11時間）
延長保育	午前7時00分～午前8時00分 午後7時00分～午後8時00分
開所時間	午前7時30分～午後7時30分（延長を除く）
休業日	<p>日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始</p> <p>※暴風警報の発令時、その他地震等災害の状況によっては、休所させていただきます。また、感染症の流行などにより、保育園内での感染症予防上必要があるときは、休所する場合があります。</p>

## 6 利用料等

通常保育（月額） 無償化の対象にならない方	0歳児	地域枠 42,000円（従業員枠 40,000円）		
	1・2歳児	地域枠 42,000円（従業員枠 40,000円）		
	3歳児	38,000円 地域枠・従業員枠一律 （利用料 32,200円＋主食 1,000円＋副食費 4,800円）		
	4歳児以上	35,000円 地域枠・従業員枠一律 （利用料 29,200円＋主食 1,000円＋副食費 4,800円）		
	※兄弟姉妹でご利用の場合は、下の子の月額保育料は半額となります。			
通常保育（月額） 無償化の対象になる方	0歳児	0円（非課税所帯）		
	1・2歳児	0円（非課税所帯）		
	3歳児	5,800円（主食 1,000円＋副食費 4,800円）		
	4歳児以上	5,800円（主食 1,000円＋副食費 4,800円）		
延長保育	30分ごとに	1,000円		
実費徴収 その他	教材費+諸経費（月額）		全園児	3,000円
	お布団利用（クリーニング代含む）※ <sup>1</sup>		月額	2,300円
	体操服・カラー帽子・防災頭巾※ <sup>2</sup>		実費購入	
	お道具箱※ <sup>3</sup>		実費購入	
備考	利用料等は変更する可能性があります。予めご了解ください。			

（※1：園のお布団を利用される方はクリーニング代必要です。月2回交換します。持込される方は必要ありません。週初め持込、週終わり持ち帰りお願い致します。）

（※2：取扱業者か同等の物を購入して下さい。）

（※3：別紙参照、ご入園までにご自身でご用意ください。）

## 7 支払方法

支払い期限	利用月（当月）の25日までに口座にご用意願います。
支払い方法	口座振替もしくは現金持参
支払い義務者	利用者（児童の保護者）

## 8 利用開始及び退園に関する事項

<p>申し込み方法</p>	<p>○利用申込書（兼児童票）をご提出ください。</p> <p>※必ず利用希望の曜日をご記載ください。曜日の固定が難しい場合はその旨をご記載ください。（「勤務先のシフトによる」等）</p>
<p>利用決定</p>	<p>○利用決定にあたり以下の書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務証明書又は市町による保育認定証（勤務証明書は保護者（父母）全員のものがが必要です。）</li> </ul> <p>【無償化対象の必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児以上：市町村の発行する保育認定証等</li> <li>・3歳児未満：市町村発行の「非課税であることが確認できる書類（父母）」</li> </ul> <p>※住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断されます。</p> <p>○保育の必要性、園の定員を加味し、受け入れ可能であれば、利用契約を結びます。以下の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童票（育成歴等）</li> <li>・入園前の内科健診記録</li> <li>・食物アレルギー調査票</li> <li>・主治医によるアレルギー生活管理指導表（アレルギー対応が必要な場合）</li> <li>・除去食依頼書（除去食が必要な場合）</li> </ul>
<p>退園理由</p>	<p>以下の場合には該当月の末日で退所（契約終了）となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員枠の場合で当該従業員が退職したとき</li> <li>・児童の保育が必要である理由がなくなったとき（卒園を含む）</li> </ul> <p>※保護者のいずれかの退職等により保育が必要である理由がなくなった場合も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul> <p>○利用契約書の契約解除事由に該当した場合は、ただちに退園となる場合がありますので、ご了承ください。</p>

## 9 嘱託医（健康診断実施）

医療機関の名称	ふじもとクリニック
医院長名	藤本 雅之
所在地	茨木市春日二丁目 2 番 9 号
電話番号	072-657-8860

## 10 嘱託歯科医（歯科健診実施）

医療機関の名称	いえだ歯科医院
医院長名	家田 靖丈
所在地	茨木市下穂積 3-12-31
電話番号	072-631-6202

## 11 連絡

<p>○欠席等の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・欠席又はお迎え、登所が遅れる場合は<u>必ず予定時刻などをご連絡ください。</u></li></ul> <p>○平時の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・重要な連絡事項は連絡ノート又は IT ツール、園だより等を通じてお知らせします。内容をよく読んで頂きますようお願いいたします</li><li>・連絡ノートにご家庭での様子を毎日必ずご記入していただくようお願いいたします。</li></ul> <p>○緊急の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童の急な病気やけがの時にはご指定の「緊急連絡先」に連絡します。</li></ul> <p>※途中で住所や電話番号などに変更があれば、必ずご連絡ください。</p> <p>○就労先、就労時間が変わった場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直ちにご連絡いただき、新しい就労先、就労時間の「就労（勤務）証明書」を提出してください。</li></ul>
--

## 12 感染症・ご病気

<p>○学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症（別表）に罹患した場合、登園停止となります。</p> <p><u>※主治医の診断を受け、登園の際は、医師の意見書又は登園届を提出してください。</u></p> <p><u>意見書又は登園届の様式は、保育園にあります。</u></p> <p>○感染症と診断された場合は速やかにご連絡ください。ご家族が感染症にかかった場合も同様に ご連絡ください。登園後に、感染症の疑われる場合はご連絡いたします。</p>
---

13 ご用意いただくもの ※個人の持ち物には全て名前を記入して下さい。

アイテム（手ぶら保育の為、園に保管）	0・1歳児	2・3歳児	4・5歳児
水筒	毎日持ち帰り、各園児にあったもの		
食事エプロン	2枚	2枚 2歳児のみ	
おむつ(随時補充) 1枚ずつ名前記入 ※ <sup>1</sup>	毎日10枚	毎日10枚	毎日10枚 4歳児のみ
パンツ(必要な方のみ)(トイレトレーニングから使用)		3枚	3枚
おしりふき ※ <sup>1</sup>	2個		
肌着	4枚	3枚	2枚
靴下	1足		
Tシャツ	4枚	3枚	2枚
ズボン	4枚	3枚	2枚
カラー帽子	1枚		
体操服上下 ※ <sup>2</sup>	2組		
防災頭巾	1枚		
お道具箱※ <sup>3</sup>	スケッチブック(大・小)・カスタネット・油粘土セット(粘土・粘土ケース・粘土板・粘土へら)・クレパス・はさみ・のり・道具ケース 各1		

お迎え時に個人ボックスの中をご確認いただき、不足している持ち物は必ず補充いただきますようお願いいたします。

※1 オムツ・お尻拭きの貸し出し又は残数のお知らせは、こちらで行っておりません。

保育室・ボックス内の在庫がなくなった場合は同等の物を1パックこちらで購入し、ご請求させていただきますことになっておりますので、各自ボックス内をご確認いただき、オムツ10枚・お尻拭き1つを必ず常備してください。

※2 立ち歩きができるようになってから、ご購入していただきます。

◎3・4・5歳児は、歯ブラシコップを用意してください。  
毎日持ち帰り消毒の徹底をお願いします。

◎着替えについて

0～1歳児・・・お座りが出来るお子様はロンパース以外の衣服と肌着をご用意ください  
ロンパース以外の下着をご用意ください

0～3歳児・・・デニムの様な硬い素材は自分で着脱が難しいのでレギンスのような柔らかい素材のものををご用意ください。

※3 別紙参照

#### 1.4 緊急時における対応方法

<p>○保育の提供中、児童に体調の急変などがあった場合等は、速やかに児童の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>利用者においても、速やかなお迎え等の必要な措置を講じるようにしてください。</p>		
【管轄消防署】	消防署名	茨木市消防署
	所在地	茨木市東中条町 2-13
	電話番号	072-622-6955
【管轄警察署】	警察署名	茨木警察署
	所在地	茨木市中穂積 1 丁目 6-38
	電話番号	072-622-1234

#### 1.5 避難訓練等

災害を想定した避難（消防）訓練を月 1 回行います。不審者対応訓練を年 2 回行います。

#### 1.6 災害時の避難場所

名 称	男女共生センターローズ WAM	※被害状況に応じて一時避難場所・広域避難場所へ移動すること考えられます。その際電話が繋がりにくいなどの場合はメール等の非常用連絡方法を利用してお知らせいたします。
所在地	茨木市元町 4-7	
連絡先	072-620-9920	
名 称	茨木小学校	
所在地	茨木市片桐町 8-40	
連絡先	072-624-3132	

#### 1.7 相談・要望・苦情窓口及び対応方法

相談・苦情受付担当者	松本 清花	すべての職員が対応できるようにしておくとともに、相談窓口の担当者、苦情窓口の担当者を配置し、迅速な対応ができる体制を整えています。
連絡先	072-625-3555	
相談・苦情解決責任者	石野 順子	

##### 【市の窓口】

茨木市 こども育成部保育幼稚園総務課	072-655-2753
--------------------	--------------

##### 【契約等に関すること】

茨木市消費生活センター	072-624-1999
-------------	--------------

## 18 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・傷害保険（急激かつ偶然な外来の事故を補償）
保険金額	補償限度額：賠償責任保険 5 億円・傷害保険 4000 万円

## 19 個人情報の取り扱い

保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、個人情報保護規定に定める利用目的による場合又は法令に基づく要請又は前条に掲げる緊急時その他正当な理由があるときを除き、保護者の許可なく第三者に漏らしません。

## 20 虐待の防止のための措置に関する事項

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対して虐待防止研修を実施し、児童虐待等の早期発見に努めています。

## 21 その他の説明事項

（保育サービスについて）

- ・利用者は、登降園時間、利用予定日の変更等を月間利用計画書に記入し、利用前月 20 日までに提出して下さい。
- ・保護者のどちらかがお休み場合は、家庭保育をお願い致します。
- ・入園後 7～10 日程度は、ならし保育として通常の保育時間より短い時間の保育となります事をご承知ください。

以上について確かに説明を受けました。

また、特定非営利活動法人ふれあいぽっぽより、就労（勤務）証明書や保育認定証等の 保育が必要である理由について確認ができる書類を求められた際は、速やかに提出する こと  
をお約束いたします。

年 月 日	
利 用 者 (児童の保護者)	<u>住所</u>  <u>氏名</u>  印  ( 従業員枠 ・ 地域枠 ) ※いずれかに○してください
児 童	<u>氏名</u>  <u>生年月日</u> 年                      月                      日